

# 児童手当を振給びたい方へ

## 現況届の提出を！

現在、児童手当を受給している方は、「現況届」の提出が必要です。届け出に必要な書類を郵送しますので、指定された日に必ず提出してください。

「現況届」は、前年の所得と現在の養育状況を調べるもので、これを怠ると6月分から受給できなくなります。

また、昨年度の「現況届」において却下となられた方も、平成17年中の所得状況によっては認定される場合もありますので、お問い合わせください。

## 今月は児童手当の振給びです

2月から5月までの4カ月分の児童手当を6月15日(木)に口座に振り込みます。

ただし、小学校5・6年生にかかる新規認定および額改定請求をされた方の増額・新規分の手当は、決定通知書が送付された翌月に随時振り込みます。

## 未申請の方へ

小学校修了前の児童を養育している方で収入が一定額未満の場合に支給されます。個人通知

はしていませんので、該当すると思われる方は、子ども家庭課、または各総合支所で手続きをしてください。

### 「手続きに必要なもの」

健康保険証、国民年金の方は年金手帳、申請者名義の預金通帳、印かん

※転入者は、平成18年1月1日現在の住所地の市町村で発行した所得証明が必要です。

### 問 子ども家庭課(内線424・502)

・各総合支所保健福祉課

会場	日 時	受付時間
稲井公民館(1階談話室)	16日(金)	午前9時30分～正午 午後1時～4時
文化センター(1階ホール)	20日(火) 21日(水)	
渡波公民館(2階会議室)	22日(木) 23日(金)	※桃生総合支所、牡鹿総合支所については、左記のとおりです。
蛇田公民館(2階会議室)	26日(月) 27日(火)	
荻浜支所	22日(木)	午前9時～正午 午後1時～4時
河北総合支所(保健福祉課窓口)	21日(水) 22日(木)	
北上総合支所(北上公民館)	21日(水) 22日(木)	午前9時～正午 午後1時30分～4時30分
雄勝総合支所(保健福祉課窓口)	21日(水) 22日(木)	
桃生総合支所(桃生公民館)	21日(水) 午後2時～7時	20日(火)
牡鹿総合支所(大原出張所)	22日(木) 午前9時～正午	
合支所(清優館)	22日(木) 午後1時30分～4時30分	21日(水) 22日(木)
河南総合支所(鹿又農業研修センター)	20日(火)	
合支所(河南母子健康センター)	21日(水)	

## 平成19年度採用 石巻市・石巻地方広域水道企業団・石巻地区広域行政事務組合職員募集

区分	職 種	採 用 予 定 人 員	受 験 資 格	申 込 用 紙 ( 試 験 要 項 ) の 配 布
石巻市	上級 (大学卒程度) 行政 (事務)	若干名	昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた方	<p>● 配布場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 石巻市 総務部人事課または各総合支所、各支所</li> <li>○ 広域水道 広域水道総務課西部地区管理事務所、市人事課、各総合支所、各支所、東松島市総務課・鳴瀬総合支所</li> <li>○ 広域行政 石巻地区広域行政事務組合消防本部および広域事務局組織市町(市役所・各総合支所および町役場)</li> </ul> <p>※郵送を希望する場合は、封筒の表に石巻市については「上級試験申込書請求」、広域水道については「上級土木試験申込書請求」、広域行政については「消防上級試験申込書請求」と希望試験職種を朱書き、あて先を明記した返信用封筒(A4サイズが入る大きさ・140円切手貼付)を必ず同封し、下記あて請求してください。</p> <p>● 請求・問合せ先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 石巻市 石巻市総務部人事課 〒986-8501 石巻市日和が丘一丁目1番1号 ☎95-1111(内線218・219)</li> <li>○ 広域水道 石巻地方広域水道企業団総務課 〒986-0861 石巻市蛇田字新上沼116 ☎95-6713</li> <li>○ 広域行政 石巻地区広域行政事務組合消防本部総務課 〒986-0874 石巻市双葉町6番27号 ☎95-7111(内線250)</li> </ul>
広域水道	上級 (大学卒程度) 土木	1名程度	昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた方	
広域行政	上級 (大学卒程度) 消防職	4名程度	昭和58年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた方で、採用後石巻市、東松島市および女川町に居住できる方	

- 試験日 平成18年7月23日(日)
- 要項配布 平成18年6月1日(木)から配布します。
- 申込受付 平成18年6月1日(木)から平成18年6月28日(水)まで郵便に限り受け付けします。(当日消印有効)  
詳細は試験要項をご覧ください。

## 9月から ファミリー サポート事業が はじまります



ファミリーサポートセンターは、育児の援助を会員相互の助け合いで行い、地域の子育てを応援する事業です。

援助を受けたい人（利用会員）、援助を行いたい人（協力会員）は、センターに申し込んでも会員登録します。（申込方法や時期などは市報7月号に掲載します）

### 協力会員

- 活動できる日時を登録します。自宅で子どもを預かりますが、専用の保育室などには不要です。

- 申し込み後に、6時間程度の講習会を受講して会員登録します。

**利用会員（利用対象は小学3年生まで）**

- 通常の育児援助をはじめ、急用ができた場合でも登録するとすぐに利用できます。

〔援助を受けた場合の報酬〕

援助を受けた会員は、協力会員に規定の報酬と実費を支払います。（1時間につき600円程度）  
〔こんなとき援助します〕

- 保育施設までの送迎
  - 保育施設の保育開始前や終了後、子どもを預かる
  - 学校の放課後または学童保育終了後、子どもを預かる
  - 保護者などの病気や急用のときなどに、子どもを預かる
  - 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事のとき、子どもを預かる
  - 買い物など外出の際、子どもを預かる など
- ※原則として、子どもは協力会員の自宅で預かります。なお、宿泊は行いません。

### 〔補償保険の加入〕

万一の事故に備え、会員はファミリーサポートセンター補償保険に加入していますので安心です。（個人負担はありません）  
〔子ども家庭課（内線501・483）

## 危険ブロック塀等除却事業について

地震発生時のブロック塀などの倒壊による事故を未然に防止するため、危険度の高いブロック塀などを除却して安全を確保する場合に、除却費用の一定額を助成します。

また、除却跡地にブロック塀やコンクリート造など以外の軽量の塀などを設置する場合にも設置費の一部を助成します。

### ■除却補助対象

次の条件全てに該当するコンクリートブロック造、石造、れんが造およびその他の塀並びに門柱の除却費用です。

- 道路に面しているブロック塀など
- 道路の高さから1m（擁壁上の場合は0.6m）以上のもの。
- 当市が行ったブロック塀等実態調査においてA判定以外もの。
- 除却して再びブロック塀などを築造する場合は、建築基準法施行令に定める構造基準に適合すること。

### 補助金額

1㎡当たり4,000円を乗じて算定した額。  
（限度額150,000円）



### ■生け垣等設置補助対象

除却跡地にコンクリートブロック造やコンクリート造など以外の軽量の塀などを設置する場合、次の条件のいずれかに該当するもの。

- 生け垣を設置する場合は1m以上の苗木を用いて50cm以下の間隔で植栽し、支柱などにより適切に固定できるもの。
- フェンスや板塀などを設置する場合は、塀のみの高さが60cm以上のものとし、基礎を設置するなどして適切に固定できるもの。

### 補助金額

- 補助率 設置費用の1/3以内
- 限度額 除却延長に4,000円を乗じた額または100,000円（最大25m）のいずれか低い額

申込期限 12月20日(水)まで

〔問〕 建築指導課（内線541・542・543）

## 粗大ごみ、事業所のごみは集積所に出せません！

粗大ごみは戸別に予約をしてからの有料各戸収集となっています。また、事業所のごみは飲食店・各店舗、会社や工場などからのごみ(営業ごみ)で法令によって自ら処理することが義務づけられています。

集積所へ出された粗大ごみ、事業所のごみは地域の皆さんの迷惑となるだけでなく、不法投棄となり、取り締りの対象となるので適切に処理していただくようご協力ください。

〔問〕 廃棄物処理課（内線402・403）